



三井住友信託

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

100th
Anniversary

岩手県建設業企業年金基金 御中

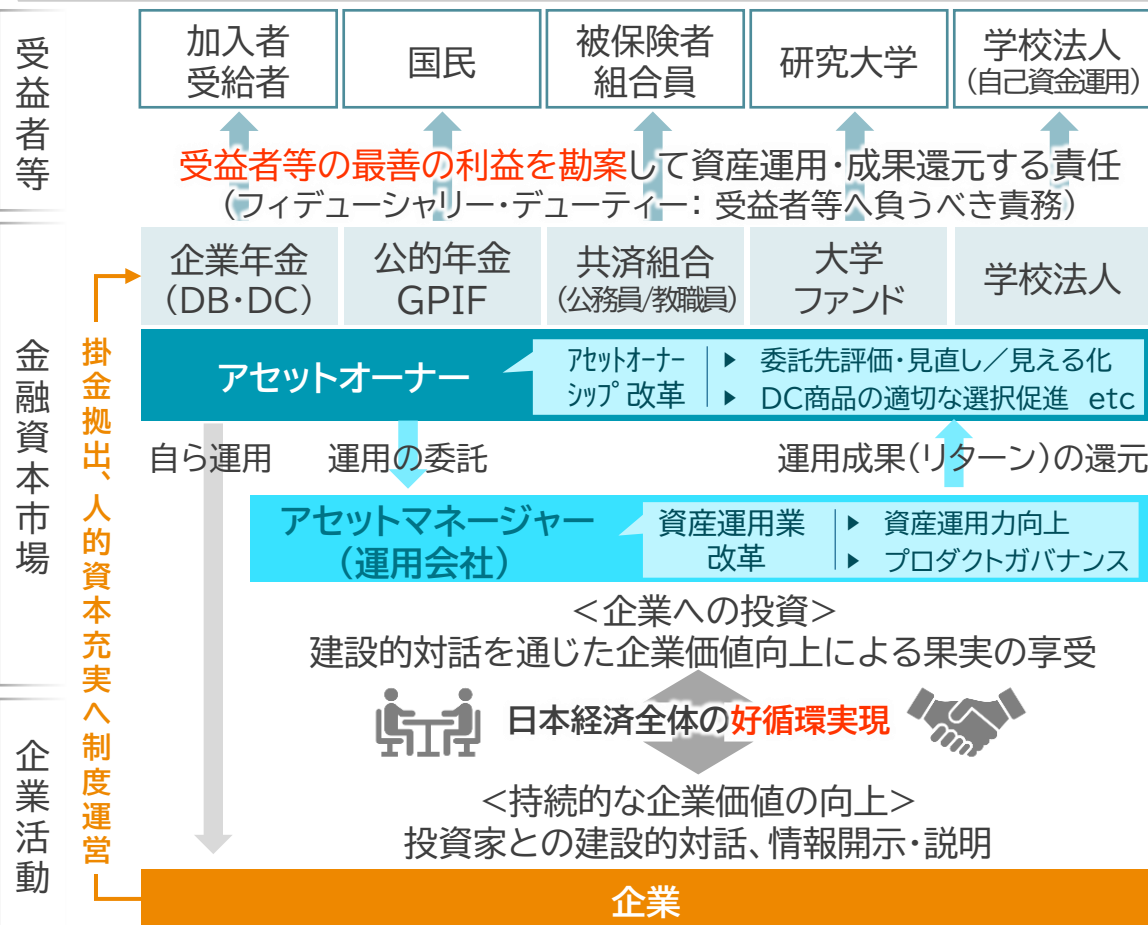
アセットオーナー・プリンシプルに対する 企業年金における対応について

作成日：2024年9月19日

インベストメントチェーン活性化に向けた“Soft Law”による好循環の枠組み

1

- 23年12月「資産運用立国実現プラン」で列挙されたアセットオーナー・プリンシプルが、24年8月28日に公表されました
- 本プリンシプルはインベストメントチェーン活性化による好循環創出と受益者等の最善利益確保へ、一連の議論の集大成となる「行動原則」となり、これを受け入れる各アセットオーナー（及び企業）には、原則の遵守（又は非遵守の説明）が求められています



New

アセットオーナー・プリンシプル 内閣官房

アセットオーナーによって運用規模・運用資金の性格等は様々だが、**受益者等の利益追求に向け運用高度化**の備えを自ら点検し、対外的あるいは関係者に示すための**共通原則**

(注)「受託者責任」のような法律上の責任でなく、広くアセットオーナーの負うべき責務を明確化するもの

スチュワードシップ・コード (機関投資家の行動原則)

金融庁

機関投資家(年金基金や委託を受けた運用機関等)に対して、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すことを求める**行動原則** (14年2月策定、17年5月改訂、20年3月再改訂)

コーポレートガバナンス・コード (上場企業の行動原則)

東証

金融庁

上場企業に対して、ステークホルダー(株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等)と適切に協働しつつ、**実効的な経営戦略のもと中長期的な収益力改善を図ることを求める行動原則** (15年6月適用開始、18年6月改訂、21年6月再改訂)

✓
規模の大小・多様な組織形態の参加者が存在するが故に
「プリンシプル・ベース」アプローチを採用

✓「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により、所管する関係省庁に表明⇒政府にて受入状況を整理・公表

アセットオーナー・プリンシプルの概要

- 8月28日、内閣官房より「アセットオーナー・プリンシプル」が公表されました。
- 運用目的・規模が多様なアセットオーナーに広く受入れられ活用し易いことを前提とした、「原則主義」の色彩が濃くなっています

プリンシプルの着眼点

アセットオーナー・プリンシプルの内容

(注)アセットオーナーによっては、運用目的が法定され、運用目標が制度上主務大臣等により定められる場合もある

原則1

運用目的の明確化

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、**何のために運用を行うのか**という運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、**運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべき**である(注)。また、これらは**状況変化に応じて適切に見直すべき**である。

原則2

専門的知見の確保 専門性の追求

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて**専門的知見に基づいて行動すること**が求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして**必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は、外部知見の活用や外部委託を検討すべき**である。

原則3

運用委託先・運用方法の 選定、リスク管理

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、**投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべき**である。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、**利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべき**である。

原則4

関係者のための 見える化

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、**運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべき**である。

原則5

投資先企業への持続的 成長に資するような 積極的な働きかけ

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施**するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

アセットオーナー・プリンシプルに対するDBの取組状況

- 企業年金は、加入者等のために忠実義務を負い、分散投資義務や運用基本方針策定、情報開示等、ガバナンス体制を整備済です
- アセットオーナー・プリンシプルに掲げる原則も網羅済のため、企業年金によるプリンシプル浸透の牽引が期待されています

DBの主な取組み（確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン(通知)からの抜粋）

原則1： 運用目的の明確化	▶ 事業主及び理事長等は、運用の基本方針を策定しなければならない ▶ 運用の基本方針は、中長期的な観点から策定されるべきであるが、確定給付企業年金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしなければならない
原則2： 専門的知見の確保、専門性の追求	▶ 理事長等は、資産額など資産運用の実態に関する正確かつ必要な情報を把握できる体制を整備し、適切に管理運用業務を行わなければならない ▶ 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる
原則3： 運用委託先・運用方法の選定、リスク管理	▶ 確定給付企業年金に係る資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない ▶ 運用受託機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい
原則4： 関係者のための見える化	▶ 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する事項を周知させなければならない ▶ 加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる ▶ 事業主等は、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該確定給付企業年金の加入者でない者）にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない
原則5： 投資先企業への持続的成長に資するような積極的な働きかけ	▶ 運用受託機関の「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）の受け入れやその取り組みの状況、ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する考え方を定性評価項目とすることを検討することが望ましい ▶ 事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい

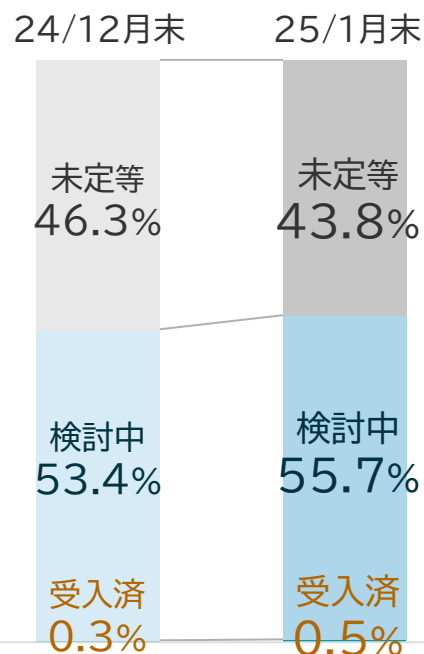
- ✔ 企業年金では法・規則・ガイドライン等により、規模の大小問わず、**受益者等の最善の利益を勘案した業務運営が定着**
⇒他のアセットオーナーに比して、企業年金がプリンシプル遵守・受入を可能な土壌が整備済で、一層の浸透強化を図るフェーズ

アセットオーナー・プリンシプル(AOP)の受入れ検討状況《25年1月末基準》

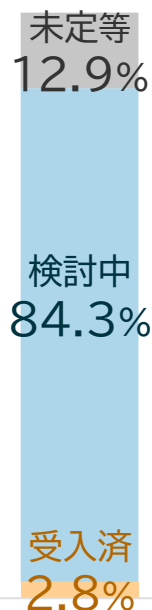
- 25年1月末時点で、AOPを受入れ済みの制度は0.5%、検討を開始している制度は55.7%でした。
- 25年3月末までの受入れ検討については、特に資産規模の大きな基金型制度が相対的に先行している状況です。

弊社総幹事先のAOP受入れ検討状況

全体



基金型



規約型



調査対象・前提等

- 弊社にて総幹事を務めているDB・厚生年金基金を対象に調査
- 厚生年金基金については「基金型」に含めて表示
- 検討状況の詳細が確認できていない制度については「未定等」に含めて表示

25年3月末までの受入(予定)割合

	全体	基金型	規約型
受入(予定)割合	5.1%	23.0%	1.4%
資産規模	資産規模別に分析すると		
300億円以上	29.1%	35.4%	19.2%
100億円以上 300億円未満	13.5%	23.6%	5.6%
100億円未満	0.9%	10.0%	0.1%

大規模基金が先行

AOP受入れ表明を予定しているお客さまの声

A基金

他社に後れを取る前に受入れ表明しておきたい。
2月頃の代議員会で組織決定し、3月の表明目指す。

B基金

受け入れない理由が無いので、
手筈が整い次第、受け入れる予定。

C基金

母体企業を含む対外的なアピールになると思う。

End of Presentation

- 本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客様のご判断により行っていただくことになります。お客様のご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社との他のお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様との他のお取引の条件とすることはありません。
- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

・信託契約に係るリスクについて

信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。

・契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます。

・商号等

弊社の商号等	: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会	: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会